

横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準（平成 26 年 4 月改正） 新旧対照表

旧	新
<p>(建築計画に関する事項)</p> <p>第 4 条 建築計画は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>1・2 (略) 敷地等に関する基準</p> <p>3 附帯設備に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する高齢者等が入居するための住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）で、主に自転車を所有しない者を入居対象とし、入居することと考えられる者の世帯構成等地域の住宅事情を勘案した台数の平面式駐輪施設を設ける場合で、その管理が適切に実施されるものにあつては、前号の規定を適用しない。</p> <p>ア <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 34 条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅</u></p> <p>イ シルバーハウジング・プロジェクト（平成 13 年老発第 114 号、国住備発第 51 号）に基づき供給される住宅</p> <p>ウ <u>横浜市借り上げ型市営住宅制度要綱（平 9 年建住策第 89 号）第 2 条第 2 号に規定するシニア・りぶいん</u></p> <p>エ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平 13 年省令第 115 号）第 3 条第 6 号に規定する高齢者専用賃貸住宅</u></p> <p>オ その他これらに類する高齢者専用住宅等（食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等、明らかに高齢者専用住宅等として利用されることが想定されるもの）</p>	<p>(建築計画に関する事項)</p> <p>第 4 条 建築計画は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>1・2 (略) 敷地等に関する基準</p> <p>3 附帯設備に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する高齢者等が入居するための住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）で、主に自転車を所有しない者を入居対象とし、入居することと考えられる者の世帯構成等地域の住宅事情を勘案した台数の平面式駐輪施設を設ける場合で、その管理が適切に実施されるものにあつては、前号の規定を適用しない。</p> <p>ア <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅</u></p> <p>イ シルバーハウジング・プロジェクト（平成 13 年老発第 114 号、国住備発第 51 号）に基づき供給される住宅</p> <p>ウ <u>横浜市借上型市営住宅制度要綱（平 9 年建住策第 89 号）第 2 条第 2 号に規定するシニア・りぶいん</u></p> <p>エ その他これらに類する高齢者専用住宅等（食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等、明らかに高齢者専用住宅等として利用されることが想定されるもの）</p>
<p>(建築計画書の提出)</p> <p>第 9 条 建築主等は、別記第 1 号様式によるワンルーム形式集合建築物建築計画書を<u>確認申請書に添え、</u>市長に提出するものとする。</p> <p>なお、建築計画に変更が生じた場合には、これと同様にする。</p>	<p>(建築計画書の提出)</p> <p>第 9 条 建築主等は、別記第 1 号様式によるワンルーム形式集合建築物建築計画書を、<u>確認申請書の提出に合わせて</u>市長に提出するものとする。</p> <p>なお、建築計画に変更が生じた場合には、これと同様にする。</p>